

国際紛争化以前の韓国における慰安婦問題を巡る言説状況

木村 幹*

はじめに

慰安婦問題を巡る議論がまたもや活発に行われている。1990年代以降、日韓両国間における最重要の歴史認識問題のイシューの一つとなっているこの問題が、再び注目を集める事になったのは、2011年8月30日の韓国憲法裁判所の決定が切欠だった。同裁判所はこの決定の主文において、「請求人らが日本国に対して有する日本軍慰安婦としての賠償請求権が、『大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定』第2条第1項によって消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を、上の協定第3条が定めた手続きに従って解決しないている被請求人の不作為は、違憲であることを確認する」として、慰安婦問題を解決に向かわせる為の積極的な努力を韓国政府に対して強く要求した¹。この結果、司法府に問題解決への努力を要求された韓国の李明博大統領は、同年12月に京都にて開かれた日韓首脳会談において、元従軍慰安婦を巡る問題について「優先的な解決」を求め、野田佳彦首相に強く対応を迫ることとなった²。

慰安婦問題が日韓間の最重要問題の一つとしての地位にとどまり続けたのは、日韓両国で政権交代が行われた以後も同様だった。即ち、日韓両国では同じ2012年12月にそれぞれ衆議院議員選挙と大統領選挙が行われ、この結果、日本では大勝を収めた自民党の安倍晋三総裁が首相に返り咲き、韓国では与党セヌリ党の候補者である朴槿恵が僅差で当選を

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

果たす事になった。韓国における朴槿恵の当選を、同じ強い保守的性向を有する政権の誕生と看做した安倍政権は、朴槿恵の当選直後から、日韓議員連盟幹事長であった額賀福四郎を自らの特使として派遣³するものの、朴槿恵側の対応は冷淡なものに終始した⁴。2013年2月に正式に発足した朴槿恵政権は、その当初から歴史認識問題において日本に対し「断固たる姿勢」を取ることを明らかにし、とりわけその最重要課題として慰安婦問題の解決を位置付けた⁵。周知のようにこのような結果、同年内には日韓両国は首脳会談すら開催できない状態に追い込まれ、この文章が書かれている2014年12月の段階にまで至っている。

慰安婦問題が大きな議論を巻き起こしていたのは、日本国内においても同様だった。この点において重要な画期となったのは、2014年8月5日、6日の両日に渡って行われた朝日新聞の「慰安婦問題を考える」と題する特集記事だった⁶。この特集記事の中で、朝日新聞が80年代から90年代初頭までの間に自社が行った慰安婦問題に関わる一部報道の誤りを認めた事により、日本国内では、これらの朝日新聞の誤報によりその後の慰安婦問題の展開が甚大な影響を受けた、として非難する声上がる事となった。日本国内における慰安婦問題を巡る議論の激化は、国際社会にも飛び火する事となり、9月に入ると、朝日新聞がその内容を否定した吉田清治の証言を論拠の一部として1996年に国連人権委員会が出した「クラムスワミ報告」に対して、菅

義弘官房長官が「報告書が、わが国の基本的立場や取り組みを踏まえていないことは遺憾だ」と述べる事態になっている⁷。

しかしながら、このような日本国内外における慰安婦問題に関わる活発な議論にも拘らず、実際には、慰安婦問題がどのような経緯を経て今日に至ったかについては、まとまった研究はほとんど存在しない。既にいくつかの先行研究が指摘しているように、慰安婦問題が日韓両国の重要な政治問題として浮上したのは1991年の事であり⁸、それ以前においてはこの問題は飽くまで数ある歴史認識問題の一つにしか過ぎなかった。とりわけ1970年代から慰安婦問題に対する検証作業が進められていた日本と比べ、韓国におけるこの問題への関心は1980年代初頭に至るまで相対的に低い水準に終始していた。

問題はにも拘らず、どうして90年代初頭に入り、この問題が、日韓間の主要な歴史認識問題の一つとして、突如大きな注目を浴びるようになったか、である。そしてこの点を理解するためには、この問題を提起する形になった韓国側において、慰安婦問題に関するどのような議論や意味づけがなされていたかを知る事が不可欠である。

そこで本稿ではこのような観点からこの問題について、91年にこの問題が日韓両国間における重要な国際問題として表れる以前の段階で、韓国における慰安婦を巡る言説がどのように展開されてきたかを、その歴史的経緯をたどりつつ明らかにする。使用する主要史料は、慰安婦問題に関わる当時のマスメデ

ィア報道、慰安婦に関わる著作や論文、更には、関係者の証言などである。

それでは早速本文に入っていく事としよう。

第1章 先行研究とその限界

さて、分析に入る前にこの問題に対する先行研究を検討してみよう。最初に言えることは、90年代以降、日韓両国間における最重要の歴史認識問題のイシューの一つとなっているこの問題の展開過程についての先行研究が、実は極めて限られたものであるという事である。

とはいえ、勿論その事は、慰安婦問題そのものについての先行研究が存在しない、という事を意味しない。90年代に注目を浴びた後、慰安婦問題に関しては日韓両国においてのみならず、多くの国において様々な形で研究が行われてきた。しかしながら、その大半は慰安婦問題の展開過程に関するものではなく、戦時下における慰安婦の動員過程や慰安所の状況等、実際の慰安婦を巡る「過去」に対して向けられたものになっている⁹。

今日までにおける慰安婦問題を巡る研究がこのような「過去」の真相究明に偏ったものになっている事には幾つか理由がある。第一は、日韓両国の間においてこの問題が国際問題化した90年代初頭の段階では、既にその実情に関する社会的知識がいまいなものとなってしまうからである。だからこそ、後に本稿で詳しく述べるように、日本では

70年代、韓国では80年代頃になると、慰安婦を巡る当時の状況を「再発見」しようとする試みが始められる事になる。このような動きは同じ時期に展開された様々な歴史の「再発見」作業と連動していた。その意味では今日の慰安婦の「過去」に関わる研究もまた、これらの歴史の「再発見」の流れの延長線上に位置していることになる。

慰安婦問題に関わる研究が、「過去の真相究明」に偏ったものとなっている第二の理由は、これが日韓両国間の国際問題となり、更には裁判闘争¹⁰をも伴うものとなっていったことである。当然の事ながら、この問題において日韓両国が外交交渉等を行う為には、まずは前提となる歴史的事実を確定させねばならず、また、裁判闘争においては当然に、その歴史的事実を前提にした法的解釈が争われる事になる。これらの為にはまず持って、歴史的事実の確定が必要であり、その為にもこの部分に研究が集中したのは、当然といえる。

加えて、第三の理由として、とりわけ日韓両国において、慰安婦問題をはじめとする歴史認識問題は、歴史的事実の確定により解決する事が可能である、という漠たる期待が存在する事が挙げられる。このような考え方は通常、歴史的事実の確定により、法的責任の範囲も確定する事ができ、更には、これにより両国間の「共通の歴史認識」を形成できる、という前提を有している。その典型的な例は、2002年から2005年と、2007年から2010年までの2期に渡って展開された「日韓歴史共同研究」だったろう¹¹。2001年の日韓首脳会

談の合意により開始されたこの研究は、その主たる方向性が第二次世界大戦以前の過去の事実確定に向けられる一方で、その後の両国の状況については、大きな関心が向けられなかった。

勿論、歴史認識問題に関わる研究においては、その前提となる過去の歴史的事実がどのようなものであったかが重要である事は明らかであり、筆者もその重要性を否定するものではない。しかしながら、その事は同時に、過去の歴史的事実を理解する事により、その後の個々の事実を巡る議論がどのように行われ、どのような要素が影響を与えたかをも理解できる、という事を意味しない。当然の事ながら、日韓間の歴史認識を巡る紛争は、第二次世界大戦終了以前の過去においてではなく、それ以後の時代において展開されている。だからこそ、その展開過程においては、第二次世界大戦終了以前の過去の事実以上に、この問題が展開された各々の時期の状況が影響を与えている。言い換えるなら、「歴史認識問題の歴史」は第二次世界大戦以後の歴史、即ち、「戦後史（韓国では「解放以後の歴史」）」の一部であり、だからこそこの問題を理解する為にはそれをもう一度、日韓両国の「戦後史」の中に位置づけなければならない¹²。

そして、実際、この問題について少数ながらこれらの問題を「戦後史」の中で捉えなおそうとする研究が存在しない訳ではない。第一の系列は主として運動団体の流れを汲む人々によって書かれたものである¹³。しかしながら、これらの研究はその性格に由来する

明らかな限界を有している。即ち、運動団体の流れを汲む人々によって書かれた慰安婦問題の展開過程に関する論著は、当然の事ながら、彼らの所属する運動団体の立場を反映したものになっており、一定のバイアスがかかることになっている。また、運動団体の中にも、発信力の強いものと弱いものが存在し、その全体のバランスを見極める事が難しい。

慰安婦問題をはじめとする歴史認識問題の展開過程に関する先行研究としてより注目すべきは、これとは異なる第二の系列、即ち、国際関係論や国際関係史の文脈でこれを位置づけようとするものであろう¹⁴。このような研究は、日韓両国よりも寧ろ、この問題における第三国であるアメリカやヨーロッパ諸国において行われている。この背景にあるのは、彼等が日韓間における歴史認識問題を両国の「過去」に関わる問題としてよりも、寧ろ、国際社会における両国の円滑な関係を阻む問題であると考え、その淵源を「戦後史」の中で明らかにしようとしている事にある。言い換えるなら、第一の系列の著作が当事者の立場から書かれているとすれば、第二の系列の著作の多くは自らが第三者であるという点を積極的に活用して書かれている事になる。

とはいえ、これらの数少ない研究においても問題点が存在しない訳ではない。この点において、本稿との関連で重要なのは、これらの著作の大半がその分析対象を、慰安婦問題をはじめとする歴史認識問題が政治化した以後の時代に向けている事である。即ち、運動団体の立場から書かれた著作は、自らが運動

を開始した時期以降を主たる記述対象としており、国際関係論や国際関係史の観点から書かれている著作の関心もまた、これらの問題が国際問題化した以後の時代に主として向けられている。

しかしながら、その事は慰安婦問題をはじめとする歴史認識問題に対して、国際問題化する以前の状況について明らかにする必要がある事を意味しない。既に述べたように、今日、日韓間で大きな紛争の原因となっている慰安婦問題をはじめとする歴史認識に関わる 이슈は90年代になってはじめて本格的に議論されるようになったものであり、これらが議論されるに至るまでの間に、植民地支配の終焉から数えて40年以上、つまり半世紀近い時間が経過している。重要なのは、このような時間の経過の中で、それぞれの 이슈の意味付けの再解釈がされているという事である。つまり、この時間の経過の中で、一定以上の意味が見出されたものは、やがて世論の注目を浴びるようになり、人々の間で活発に議論される事になる。逆に同じ時間の中で、新たな意味を見出されなかったものは、やがて人々の忘却の彼方に消える事になる。

だからこそ、今日国際問題化している 이슈がそれ以前の段階でどのような理由でどのような意味付けを与えられ、何故に重要な 이슈として浮上して行ったかを確認する事は、国際問題化した後の状況を考える上でも極めて重要である。なぜなら、後に続く言説が必ず先に存在する言説の影響を受け、また材料の一部にして作られる以上、先に存在

する言説は必ずその後の言説を規定し、更にはその言説に規定される人々の行動に影響を与える事になるからである。だからこそ、国際問題化以前の言説を確認する事は、国際問題化以後の言説の内容を正確に理解し、また問題の展開に与えた言説の影響を考える上でも必要不可欠な作業なのである。

そこで本稿では、このような先行研究の弱点を補完する為に、次のような形で分析を展開する事となる。分析の主たる対象となるのは、韓国における国際問題化以前の慰安婦に関わる言説であり、本稿ではこれを次の手順で分析する。まず第一に、メディアデータベースを使い、1980年代以前の韓国における慰安婦を巡る言説の展開を明らかにする。そこにおいて示されるのは、一旦は韓国社会において忘れ去れていたこの問題が、どのような過程を経て再発見され、どのような意味付けを与えられていったかである。第二に、史料をメディアデータベースから個々の著作に変え、その内容を分析する。韓国において慰安婦に関わる本格的な著作が書かれるようになるのは、80年代以降の事であり、この分析を通じて何故に80年代に入り、慰安婦に関わる問題が、現在から比べると遥かに低い水準ではありながら、一定の注目を浴びる事になったのかを明らかにする。

最後に、これらの分析を通じて、韓国における慰安婦における初期の言説が、日本側の言説とどのような関係を持っているかを分析する。慰安婦を巡る言説については、従来、時期的に先行した日本側の言説からの影響が

指摘されている。しかし、より具体的には日本側の言説は初期の韓国における慰安婦を巡る言説にどのように影響したのだろうか。本稿はこの点を明らかにした上で、最後にこれらの議論を要約し、90年代との連結のあり方について確認する。

第2章 「挺身隊」と「慰安婦」

1990年代において国際問題化する以前の韓国において慰安婦問題や慰安婦自身への関心が限定されたものであった事は、今日次第に知られるようになっていく。しかしながらその事は、この段階において慰安婦に関わる言説が全く存在しなかった事を意味しない。当然の事ながら、慰安婦の存在そのものは植民地支配から解放された直後の韓国では熟知されており、故に当時のマスメディアや文学作品、更には映画¹⁵等においては、慰安婦に対する様々な言及がなされている。

とはいえ、その事は韓国においてこの早い時期から、慰安婦や慰安婦問題にそのものに関わる「独立した」関心が存在した、という事を意味しない。何故なら、1960年代や70年代における慰安婦に対する多くの描写は、第二次世界大戦やその戦場を描写する際の一つの「背景」として書かれているからである。理由は極めて簡単である。依然として、第二次世界大戦の記憶が生々しく残っていた当時においては、「戦場に慰安婦がいた」事は当然の事実であり、その存在を抜きにして当時の状況を描く事は、寧ろ、不自然な事であっ

たからである。だからこそ、1960年代から70年代における慰安婦に関わる報道や描写は、現在のような「暴露性」を持たない一方、あくまで他の「より重要な」出来事の背景に留まるものだった。

例えば、その典型の一つとして、1971年1月21日という比較的早い時期に行われた『中央日報』の慰安婦関連報道を見てみよう¹⁶。「大戦中には券番号統合：一部妓生は挺身隊として動員も」という表題のつけられたこの記事の第一の特徴は、まずそれが慰安婦問題そのものの描写を目的とするものではなく、日本統治期における有名料理店であった「名月館」が経た歴史的紆余曲折を描いた連載記事の第20回目の記事として書かれている事である。つまり、この記事の目的は「名月館」の栄枯盛衰を明らかにする事であり、その中に出てくる「料理店所属の妓生達の挺身隊としての動員」は一つのエピソードとしての位置づけしか与えられてない。

この記事の第二の特徴は、それが同時に過渡期の韓国における慰安婦を巡る混乱した言説状況を典型的に示している事である。周知のように朝鮮半島においては、植民地統治期の段階から既に労働者としての動員を意味する「挺身隊」と、性労働者としての「慰安婦」を混同する理解が存在した¹⁷。即ち、そこでは「挺身隊」とは労働者としての動員を名目として朝鮮半島から女性を動員し、「慰安婦」として用いるものだという理解が少なくとも一部に根強く存在したのである。このような朝鮮半島における「挺身隊」と「慰安婦」を

巡る混乱の原因は、恐らく、一部業者等が慰安婦の動員に当たって、この論理を用いる詐欺行為を行った事と、「挺身隊」という日本語が朝鮮語になった時に生じる語感の差異にあっただろう。

ともあれ、そしてこのような植民地支配期から続く慰安婦を巡る混乱した言説状況は、この記事が書かれた1970年代の初頭においても継続していた。即ちこの記事は、韓国において「挺身隊」という言葉が二重の意味で用いられている事を前提とした上で、「慰安婦達は挺身隊という名目の下動員された」という理解を明確に示している。即ち同記事は、次のように述べている。

疲労困憊した日本軍の士気を高めるという目的で共通券番を持つ妓生達を動員するに至った。連れて行かれた妓生達が行わねばならなかったのは、前線の軍人を体で慰める事だった。つまり言葉の異なる意味で挺身隊の役割を果たした訳である。事前に察知して廃業した妓生達はこの屈辱を免れる事ができたものの、引かなかった妓生達は耐え難い境遇に至る事になった。なんと非人間的な悪事であろうか。

このような当時の混乱した用語法についてもう一つ指摘しなければならないのは、平行して「慰安婦」という用語もまた使われている事である。しかしながら、当時のメディアの用語法から明らかなのは、彼等が「慰安婦」という用語を、今日の日本における言説とは

全く異なる意味で用いている、という事である。例えば、1965年の創刊から1989年末に至るまで、『中央日報』は「慰安婦」という語を含む記事を153件掲載しているが、このうち、日本との過去に関わる文脈でこの後について触れている記事は23件に過ぎない。それ以外の全ての記事は、軍事基地周辺の性労働者を巡る様々な問題に関するものになっている¹⁸。興味深い事にこの「慰安婦」という用語法は、相対的に高度な管理売春が行われていた韓国内の性労働者に対してのみならず、日本の沖縄やベトナムにおける性労働者に対しても用いられている事である¹⁹。その事はこの時期の韓国における「慰安婦」が「軍人に関わる性労働者」一般を示す普通名詞として用いられている事を示している。

これらの事からわかるのは、この時期の韓国においては、「慰安婦」という用語が植民地期の文脈を離れて広く一般に「軍人に関わる性労働者」を意味する語へと変容する一方で、これに代わる形で「植民地期に動員された性労働者」を意味する語として、本来は全く異なるものである筈の戦時動員労働者を意味していた「挺身隊」という語が定着するに至っている、という事である。つまり、この用語法では、「挺身隊」とは「慰安婦」の一部を占める、という構造になっている。

1960年代から70年代の『中央日報』がこのような報道を何の注釈もなしに行っている事を考えれば、韓国におけるこのような「慰安婦」と「挺身隊」に関わる用語法は70年代迄にはほぼ確立していたと見る事ができ

る。先に挙げた、「挺身隊」という用語の二重性を認識しつつも、後に繋がる「挺身隊」= 従軍慰安婦に近い認識を示す70年代初頭の記事は、そのような過渡期における韓国の慰安婦を巡る言説状況を典型的に示している。

このような韓国における用語法の混乱の背後にあるのは、先に述べたような、植民地時代に既に存在していた理解に加えて、そもそも「植民地時代に動員された性労働者」のみを意味する用語自身が、第二次世界大戦終了の時点では存在しなかった事であったろう。周知のように「慰安婦」という用語は、1932年の第一次上海事変以前には存在せず、その後性的犯罪の続発を恐れた日本軍が「慰安施設」を開設し、これに従事する性労働者達を「慰安婦」と呼んだのがはじまりである²⁰。当然の事ながら、この段階において明確な「慰安婦」の定義は存在せず、この用語は様々な形態で運営される「慰安所」で働く様々な経緯で戦地にやって来た性労働者を漠然と意味するものとして用いられていた。

重要なのは、第二次世界大戦までの時点では「慰安婦」という用語が性労働者のどこからどこまでを示すものなのかに関する明確な理解が存在しなかった事だった。結果、日本ではその後この用語を後に狭く解釈し、「日本軍によって動員された性労働者」のみを意味するものとして用いていたのに対し、韓国では朝鮮戦争勃発以降、韓国政府が独自の「慰安婦」制度を実施した²¹事もともあまって、同じ「慰安婦」という用語がより広く、「軍人に関わる性労働者」を意味する普通名

詞として定着したのである。そして、この「慰安婦」という用語の拡大を穴埋めする形で、「日本軍によって動員された性労働者」を意味する語として、「挺身隊」が使われるようになったのだ、と考えれば当時の状況はよく理解できる。

第3章 慰安婦を巡る言説の展開

それではこのような用語法により語られた当時の慰安婦に関わる議論はどのように展開されていたのだろうか。

最初に、当時の『中央日報』が慰安婦問題についてどのように報じたかを概観してみよう。同紙を用いる理由は、一般に公開されている限り、同紙のデータベースが唯一1980年以前の新聞記事の全文検索を許容しているからである。表1はこの新聞が植民地支配期の過去に関わる文脈で、「慰安婦」や「挺身隊」につれて触れた記事の数を整理したものである。

表1 1980年代以前の中央日報に見る慰安婦報道

	慰安婦	挺身隊	重複	合計
1965-69	0	2	0	2
1970-74	2	17	1	18
1975-79	3	6	1	8
1980-84	15	50	10	55
1985-89	3	11	1	13

註：中央日報 PDF、<http://pdf.joins.com/joongang/>（最終確認2014年9月26日）より筆者作成。「慰安婦」或いは「挺身隊」という用語を、日本による戦時動員との文脈において本文或いは表題において用いている記事の数を示している。なお、一つの記事が両者の語を同時に用いている場合もある事に注意。

この表から明らかな事は、この時期の慰安婦を巡る言説には二つのピークがある、という事である。言うまでもなく一つは、1970年代前半におけるピークであり、ここにおいては「挺身隊」という語が主に使われている。これよりも高いピークは1980年代前半のピークであり、ここにおいては「挺身隊」と並んで「慰安婦」という語も使われている事がわかる。

さてそれではこのような二つのピークを齎した原因は何であったのだろうか。まず第一、即ち、1970年代前半のピークにおいて重要なのは、これが植民地支配期における過去の再発掘作業と連動して出てきている事である。例えば、上の表に挙げた1970年代前半の『中央日報』の「挺身隊」或いは「慰安婦」に関わる18本の記事のうち4本は、北海道における鉱山等に対する戦時動員に関わるものとなっている²²。背景にあるのは、この頃ようやく盛り上がりつつあった、戦時動員の実態に対する関心であった。1965年における国交正常化は、結果として、これまで大きく制限されていた韓国人の日本への渡航の機会を限定的にせよ開く事となり、結果として、多くの人々が動員された自らの親族の行方を求めて日本へと渡る事となった。日本国内では同じ1965年に朴慶植が『朝鮮人強制連行の記録』²³を出版しており、日本国内におけるこの問題を巡る議論も活性化しつつあった。つまり、1970年代前半の慰安婦に関わる議論の活性化は、このような「強制連行」に対する日韓両国の関心の高まりの中で行わ

れた事になる。

しかしながら、これだけでは問題は余りに一般的に過ぎ、当時の新聞がこれをニュースとして頻繁に取り上げるには必ずしも十分ではなかった。何故なら、慰安婦が存在した事や、戦時期において様々な形で動員が行われた事自体は、当時の韓国社会においては既によく知られた事実であり、それだけでは大きな「ニュース性」が存在しなかったからである。言い換えるなら、にも拘らず、70年代の韓国メディアが慰安婦に関わる問題を含む 이슈を頻繁に取り上げたのは、それが当時の韓国社会に対して特殊な意味合いを有するニュースを伴っていたからだ、という事になる。

70年代前半において、最初の韓国社会に対する慰安婦をも含む言説の活性化を齎したものの。結論から言うならそれはこの時期浮上した「サハリン在留韓国人問題」だった²⁴。冷戦下において韓国との国交を有しなかった当時のソ連は同盟国である北朝鮮に対する配慮もあり、韓国への帰国を希望する韓国人の帰国を阻んでいた。しかしながら1973年6月18日、ソ連政府が日本政府に対してサハリン在留韓国人の日本経由での韓国への帰国を認める事を明らかにする²⁵と、残留者の帰国は一挙に現実味を帯びる事になる。そして同年7月には、洪萬吉という人物が実際に帰国を果たすことになる。これは1971年8月に帰国を果たした孫就奎²⁶に続いて二人目の帰国だった²⁷。洪萬吉の帰国に当たっては、多くのマスメディアが取材に殺到し、サハリ

ン在留韓国人問題は俄かに脚光を浴びる事となった。

それではこのサハリン在留韓国人問題と慰安婦問題はどのような関係を有していたのだろうか。ここにおいて重要な事は、当時の韓国においては、サハリンにおける在留韓国人がその大部分が戦時動員により連行された人々である、と認識されていた事である²⁸。1960年代から70年代初頭の韓国におけるサハリン在留韓国人に対する報道は、その大半が「戦時下により日本により徴用された人々が戦後にはソ連により強制労働に従事させられた」という文脈で為されていた。

しかしながら、1973年に入ると、日本における支援団体を通じて具体的な帰国希望者の名簿が伝えられるようになり、韓国メディアはその内容を、実名を挙げて報じる事になった²⁹。当然の事ながらこの名簿には相当数の女性が含まれており、ここにおいてそれまでの男性居住者を念頭に置いた韓国におけるサハリン在留韓国人に関わる言説は、一定の修正を迫られる事になった。こうしてこれ以降、運動団体や韓国のメディアはそれまでの「徴用」に加えて、「挺身隊」を挿入してサハリン在留韓国人の来歴を説明する事になる。こうして、サハリン在留韓国人は「男性は徴用により、女性は挺身隊として連れて行かれた人々」である、という言説が成立することになる。

問題を複雑にしたのは、運動団体やマスメディアがこの名簿に掲載された人々の来歴として用いた「挺身隊」という二重の意味を持

つ用語を、戦時下の女性労働者動員を意味する「女子挺身隊」と、性労働者である「慰安婦」の、どちらの意味で用いているのかを明らかにしなかった事だった。興味深いのは、運動団体や当時の韓国マスメディアは、同時にこの名簿に掲載された女性達に対して「慰安婦」という用語は用いなかった。その背景には、当時の韓国における「慰安婦」という用語の響きが決して好ましいものではなく、また、未だ多くが生存していたサハリン在留韓国人の親族等の感情を考慮した事があったのかも知れなかった。

いずれにせよこのような結果として、やがて韓国では、このサハリン在留韓国人達について - 最果ての凍土サハリンというイメージともあいまって - 総力戦期における動員の最も典型的な犠牲者である、という理解が定着して行く事になる³⁰。そしてその中で、最も悲惨な経験をした被害者の例として慰安婦の例が取り上げられ、やがて大きくクローズアップされていく事になるのである。

以上見てきたように、1970年代前半における慰安婦への関心の高まりの背景には、所謂「強制連行問題」に対する関心の高まりと、大きなニュース性を以って伝えられたサハリン在留韓国人問題が存在した。言い換えるなら、こうして韓国においてはまずこの文脈の中で、慰安婦問題が「再発見」され意味づけされていく事になった訳である。

慰安婦問題を巡る言説が当時の状況、とりわけ「ニュース性のある事件」により大きく影響を受けたのは、80年代前半においても

同様であった。表1において明らかなように、一旦サハリン在留韓国人問題の文脈で脚光を浴びた慰安婦に関わる関心は、1970年代後半になると再び失われる事になった。この問題に関する日ソ両政府の消極的な姿勢もあり、この時期、この時期におけるサハリンからの在留韓国人の帰国は進展せず、世論の関心も急速に萎んで行くことになったからである。

このような状況を反転させ、80年代に入り、慰安婦に関わる関心が向上する原因となったのは、大きく二つの出来事だった。第一は1982年における第一次歴史教科書紛争の勃発である³¹。周知のようにこの紛争の勃発はそれまで低調な水準に終始していた韓国における歴史認識問題への関心を大きく向上させ、併せて、歴史認識問題を日韓間の国際問題へと発展させた。慰安婦に関わる問題も、この過程において日本の歴史教科書内容を検証する際の対象の一つとなり、この文脈において一定数の報道がなされるに至っている³²。

だがそれだけなら依然、慰安婦問題は他の歴史認識問題の付属物にしか過ぎなかった。しかしながら、この時期における韓国の慰安婦を巡る言説において画期的であったのは、この頃、これを他の歴史認識問題と区別して扱う言説が生まれていった事である。契機となったのは、この時期、韓国外に残された元慰安婦による自らの境遇についての述懐が行われるようになった事である。韓国国内においては、依然としても自らの過去について明

らかにする事が憚られた元慰安婦も、海外においては異なる環境に置かれていた。何よりも異国に取り残された彼女等は、40年近い月日を経ての帰国を果たす為には、自らが韓国人であり、何故にこの地に取り残されたのかを明らかにする必要があった。

このようなこの時期の「残留慰安婦」に対する報道の早い例としては、1982年6月16日に行われた中国から韓国の親族を訪問しようとしたものの、中韓両国の国交の欠如の結果、これを果たせなかったヤン・スンドク(양순덕)に関わるものがある³³。因みに第一次日韓歴史教科諸問題が勃発したのは同じ月の6月26日であるから、両者は共鳴しあう形で慰安婦問題への関心を高める役割を果たした。更には『中央日報』は、第一次教科書問題が佳境に入っていた、1982年8月4日、「褻ハルモニの涙」という記事を掲載し、次のように記している³⁴。

しかも、昨今話題の日本の歴史教科書式の詭弁に従うなら、挺身隊こそが自ら進んで日本に身を捧げた人々である、という事になる。つまり、日本は恰もこの何十年後の状況を見通したかのように「自ら進んで」云々という意味の意を込めたことになる。

ここで取り上げられている、「褻ハルモニ」とは、1979年に日本で制作された記録映画「沖繩のハルモニ：証言従軍慰安婦」で取り上げられたベ・ボンギ(배봉기)の事である。依然として韓国国内において自らが元慰安婦

であった事を明らかにする事が困難な状況の中、このベ・ボンギはこの時点で自らが元慰安婦である事を明らかにしていた数少ない存在であり、それ故に日本との間での歴史教科書紛争が激化する中、彼女の存在と証言が改めてクローズアップされた、という事になる。

このベ・ボンギの例に典型的に見られるように、1980年代における韓国の慰安婦に関わる言説の特徴は、それが1970年代の「サハリン在留韓国人女性は挺身隊として動員された」というような抽象的な形ではなく、具体的な元慰安婦の「姿」を伴う形で行われるようになった事である。

そして、このような韓国の流れは、1984年3月9日、一人の元慰安婦が突如としてバンコクの韓国大使館に現れる事により、更に明確なものとなる³⁵。彼女の名は盧寿福。既に明らかのように、通常「はじめて実名でカミングアウトした元慰安婦」として知られる金学順の1991年8月14日のカミングアウトの以前に、様々な人が既に実名でのカミングアウトを果たしていたのである³⁶。この突如としてバンコクに現れ、自らの生きている間に韓国に帰国する事を訴えた彼女の存在は忽ちのうちに人々の注目を引く事となり、韓国のマスメディアは連日のように彼女の一代記を報道した³⁷。このニュースについて『中央日報』は、「クンタ・キンテの話は他人事ではない」という表題で、当時韓国で人気を博していたアメリカの連続ドラマ「ルーツ」に準えて、次のように記している³⁸。

我々は兄弟に太鼓を作る為に森に行き、そのまま奴隷商人に捕えられた「クンタ・キンテ」の話に怒りと悲しみの涙を流した。しかし僅か半世紀前の我が国の娘達も同じようにして連れて行かれたのだ。盧ハルモニは21才の秋、村の井戸で水を汲んでいた所を、人狩りに来ていた日本人巡査に捕らえられたのだ。

このような動きは、更には政界の動きをも招くことになった。例えば、当時韓国における野党第一党であった民主韓国党の党首、柳致松は友党であった民社党の中村正雄副委員長との東京における会談にて、自らがこの問題について注目している事を明らかにした。韓国側の報道によれば、民社党側はこれに対して、「国際法的な補償は問題が複雑であり、政治的補償の道を模索している」と答えることになっている³⁹。恐らく日本の政治家が慰安婦問題で「補償」の意を示したのはこれが最初の例である。

とはいえ、盧寿福を巡る物語が佳境を迎えるのはまだこれからであった。何故なら、自らの帰国を訴えてバンコクに現れた盧寿福は、韓国国営放送KBSと民族団体である光復会の支援を得て、同年5月25日、家族10名を引き連れて実際に帰国を果たす事になったからである。韓国のマスメディアはこの元慰安婦の「歴史的な帰国」を大々的に報道し、韓国国民のこの問題に対する関心は否が応でも高まって行くことになった⁴⁰。ちょうどその流れは、1972年にグアム島にて突如「発見」

された横井庄一が実際に帰国を果たす事で、マスメディアの大きな注目を浴びた事が、日本国内の第二次世界大戦時の状況に関わる議論を活性化させて行ったのによく似ていた。

重要なのは、こうして70年代前半のサハリン在留韓国人問題から、80年代前半の第一次歴史教科書問題、更には、盧寿福の劇的なカムフラウトと帰国により、この時期、韓国における慰安婦問題に対する理解が固まって行った事である。即ち、そこで重要であったのは、慰安婦が「挺身隊として強制連行」された事と、これが「未だ過去の問題ではない」と言う事である。そして次第に明らかになった彼女等の「実像」は、韓国の人々がこの問題に具体的なイメージを持ち、自ら自身に関わる問題として自己同一化していくのに大きな役割を果たす事となったのである。

第3章 国際紛争化以前の韓国知識人の慰安婦認識

そしてこのような慰安婦問題に対する関心の高まりは、同じく80年代に入ると、この問題に関わるまとまった著作をも生み出して行く事となる。その流れを簡単に整理するなら次のようになる⁴¹。

よく知られているように、1970年代までの段階では、韓国における慰安婦に関わる議論は限定されたものであり、この段階では慰安婦問題を専門に扱う韓国内で執筆された著作は存在しなかった⁴²。この部分における韓国での展開に圧倒的に大きな影響を与えたの

は、先立つ時期に書かれた日本語の書籍群である。その最も早い例としては、1973年に千田夏光が出版した『従軍慰安婦：「声なき女」八万人の告発』があり、この著作は早くも翌1974年には韓国語に翻訳され出版されている⁴³。管見の限り、1970年代以前において慰安婦や挺身隊に関わる韓国語の著作はこの一冊しか存在しないから、この著作がこの時期の韓国国内における慰安婦に関わる議論に与えた影響が大きかったであろう事は容易に推察される。

このような韓国の慰安婦に関わる専門的著作の受動的な状態は、1980年代初頭まで継続した。即ち、1980年には、後に「偽証」として大きな問題になる吉田清治の1977年に出版された最初の著作、『朝鮮人慰安婦と日本人：元下関労働員部長の手記』が翻訳され⁴⁴、1981年には、「親日派問題」の追求者としても知られる林鍾国が、金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』を翻訳して『挺身隊実録』という名で自らの編著として出版するに至っている⁴⁵。

しかしながら、先に紹介したように、第一次歴史教科書問題が勃発し、盧寿福がカムフラウトと帰国を果たす1982年頃を境にして、韓国における慰安婦を巡る言説状況は大きく変わる事になる。即ち、この時期になると韓国国内における韓国人自身により慰安婦に関わる独自の著作が書かれるようになったからである。

このような当時の韓国語における慰安婦に関わる著作は大きく二つに分ける事ができ

表2 韓百興『実録挺身隊 その真相』参考文献一覧

文献	著者	出版社
太平洋戦争（上・下）	児島襄	中央公論社 1974.6
関東軍：在満陸軍の独走	島田俊彦	中央公論社 1965.10
日中戦争：和平か戦線拡大か	白井勝美	中央公論社 1967.5
東京裁判（上・下）	児島襄	中央公論社 1971
華北戦記	桑島節郎	図書出版社 1978.7
華中戦記	森金千秋	図書出版社 1976.4
武漢兵站	山田清吉	図書出版社 1978.12
天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦	金一勉	三一書房 1976.1
朝鮮人慰安婦と日本人：元下関労働員部長の手記	吉田清治	新人物往来社 1977.3
証言記録従軍慰安婦・看護婦：戦場に生きた女の慟哭	広田和子	新人物往来社 1975.11
沖縄のハルモニ：大日本売春史	山谷哲夫（編著）	晩声社 1979.12
セレベス戦記	東村明	図書出版 1974
史説山下奉文	児島襄	文藝春秋 1979.12
菊と龍：祖国への栄光の戦い	相良俊輔	光人社 1972.5
沖縄の歴史	宮城栄昌	日本放送出版協会 1968.11
三光：日本人の中国における戦争犯罪の告白	神吉晴夫	光文社 1957.3
特務諜報工作隊：秘録雲南の虎と豹	丸林久信	番長書房 1971.12
十五対一：ビルマの死闘	辻政信	原書房 1968.3
かかる軍人ありき	伊藤桂一	光人社 1979.10
遙かな戦場	伊藤桂一	光人社 1978.4
搜索隊、山峡を行く	伊藤桂一	光人社 1980.
その他新聞雑誌		

註：韓百興『（実録）女子挺身隊 ヲ 真相』藝術文化社、1982年、300ページより筆者作成。出版年は該当出版社から同名書籍が初版として出版された年月を記した。参照、CiNii、<http://ci.nii.ac.jp/books/>（最終確認2014年9月27日）

る。第一は、千田夏光、金一勉の翻訳の流れを引く、慰安婦問題の実情の解明に向けられたものである。その最も早い例の一つは、後に取り上げる韓百興『実録女子挺身隊 その真相』⁴⁶を挙げる事ができる。

第二は、盧寿福等の出現に呼応した形で現れる、慰安婦の生涯を描いた小説群である。これらの小説群は主として80年代末になって大量に出現した。その代表作としては、ホムンスンによる長編小説『憤怒の壁』⁴⁷、ホムンヨルの同じく長編小説『民族の悲劇 女子挺身隊』⁴⁸、更には、朱命永『サハリン』⁴⁹等があげられる。興味深いのは、この80年代末の時点でも韓国における慰安婦を巡るイ

メージがサハリン在留韓国人問題と一部連結する形で語られている事である。83年には、第一のカテゴリーに属する三田英彬『棄てられた四万三千人』も韓国語に翻訳されており⁵⁰、70年代に形成された、慰安婦問題をサハリン在留韓国人問題からの流れで理解する傾きが80年代の韓国には依然として存在した事を示している。

さて、それではこのような初期の韓国人による慰安婦関わる著作は、どのような情報源に基づいて書かれていたのだろうか。例えば、これを参考文献が明記されている韓百興の著作から見れば表2のようになる。

この表から一見してわかる事がある。それ

はこの著作が論拠としている事実上全ての著作が日本語のものである事、しかもその大半が50年代から70年代に書かれた第二次世界大戦に関わるノンフィクションものである、と言う事である。この事の背景にあったのは、そもそもこの著作が出版された⁵¹ 1982年春の段階では、これら以外にこの著者が扱って得る文献が存在しなかった事であろう。だからこそ、この著者は日本の戦記物に書かれている慰安婦に関する記述を拾い集める形で自らの著作を執筆することになったのである。

このような当時の韓国の慰安婦を巡る著作の状況からわかる事は、実は日韓両国における第二次世界大戦時の「過去」に関わる発掘作業が、共鳴効果を有していた、と言う事である。即ち、ここで見られるのは、1970年代に日本国内で盛んに行われた戦時の「過去」の発掘作業の成果が、韓国の文脈で異なる形で利用される、という現象である。注目すべきは、この著者をはじめとする韓国人々が慰安婦問題の実態を明らかにする為に用いている文献の多くが、戦時の状況に批判的な文脈ではなく、寧ろ、自らの努力や苦難を肯定的に回顧する文脈で書かれている事である。言い換えるなら、この時点における韓国の慰安婦問題に関わる言説状況は、日韓両国の慰安婦問題に関心を有する人々や団体が協働し、お互いの理解を深め、また運動に資する方向での研究を進めて行く様な状況までには達していなかった。そこでは日韓両国の慰安婦問題に関心を有する人々は、未だ個別に情報を拾い集め、自らの理解を形作っていく最中

であったのである。

むすびに変えて

ここまで述べて来た事をまとめてみよう。最初に明らかにしたのは、韓国における国際問題化以前の慰安婦を巡る言説が、70年代前半と80年代前半の二つのピークを経ることによって形成されて行った、と言う事だった。即ち、70年代以前において断片的に存在していた韓国における慰安婦を巡る言説は、やがてサハリン在留韓国人問題が持ち上がる事により、一定の方向に整理されてゆくことになる。即ち、そこでは当初が男性徴用者を中心に作られていたサハリン在留韓国人に関わる言説が、具体的な名簿の出現を通じて、「挺身隊」をも包含するものになり、韓国の慰安婦に関わる言説の一つの祖型を作ることになって行ったのである。

とは言え、この段階では問題は未だ抽象的なレベルに過ぎず、それ故に世論の注目も長く持続はしなかった。しかしながら80年代に入ると、突如とした勃発した第一次歴史教科書問題の中で慰安婦問題は再発見され、更に相次ぐ韓国外居住の元慰安婦達のカムینگアウトにより、慰安婦問題に関わる注目はより具体的なイメージを結ぶことになっていた。

第二に述べたのは、しかしながら80年代の段階では、これらの慰安婦問題を形作る為の情報は依然断片的なものであり、それ故に当時の韓国の人々は先行する日本の言説を拾

い集める形でしか、その全体像を作り上げる事ができなかつた、と言う事だった。その意味において、この段階での韓国での慰安婦に関わる議論は依然として過渡的なものであり、慰安婦問題を巡る言説は依然として不安定なものだった。そして、だからこそこの時点での韓国の慰安婦を巡る言説には、素朴な日本統治批判以上の明確な方向性を持つものではあり得なかつた。

そしてその事は、この時点での韓国の慰安婦に関わる言説には、後に顕著に見られる様なジェンダー的なイデオロギーの陰を見る事が出来ない事を意味していた。実際、この段階においては、後に韓国における慰安婦運動の中心的存在になる韓国の女性運動家達の慰安婦に関わる知識も初歩的なレベルに留まっていた。そしてその事を何よりも如実に示すが、通常、韓国において慰安婦問題に関する人々の関心を引くのに大きな役割を果たしたとされる、「挺身隊怨念の取材期」と題するハンギョレ新聞における尹貞玉の連載記事であつたらう。

1990年1月4日から4回に渡って行われたこの連載⁵²は、第1回が北海道、第2回が沖縄、第3回がタイ、そして最終回がニューギニアにおいて為された尹貞玉自身の「取材」をその主たる内容としている。一見してわかるようにここで選ばれた地域は、何れも既に慰安婦問題との関係でそれ以前に取り上げられたものであつた。即ち、北海道は遠く1970年代前半に「挺身隊」の連行の関連で話題になった場所であり、沖縄とタイはそれ

ぞれ80年代前半においてカミングアウトを果たした元慰安婦の居住地であつた。辛うじてニューギニアにおける元慰安所の取材には、尹貞玉の独自性を見いだす事は出来るものの、その内容を見ればこれとて、場当たりの聞き取り調査の域を出ていなかつた。

加えて、この時点における尹貞玉の元慰安婦との繋がりも極めて希薄なものだった。第3回の連載で「現在生存中で自ら慰安婦である事を明らかにしているのは、筆者の知る限り沖縄の那覇に住むベ・ボンギハルモニと、タイのハッチャイに住むユユタハルモニ〔筆者註：盧寿福〕だけである」と記しているように、この段階での尹貞玉は既に後のカミングアウトの準備を始めていた韓国国内における元慰安婦達との未だ関係を有していなかつた⁵³。更にこの「取材」に置いて尹貞玉は80年には面会を果たしたベ・ボンギには「人間恐怖症」を理由に面会を拒絶され、盧寿福との面会には84年に彼女を取材した経験のある朝日新聞の松井やよりの紹介を経た、と記している。この事は、当時の尹貞玉が当時の韓国国内で名を知られていた慰安婦達とさえ、円滑な関係を築き得ていなかつた事を示している。

しかしながら、本稿において重要な事は、ここまで紹介して来たような70年代から80年代における緩かながらも着実な慰安婦問題に対する関心の高まりが、こうした当初は慰安婦問題に対して特段の知識も人脈をも有しなかつた人々をも、この問題に関わる運動へと誘って行った事であらう。そしてやがて尹

貞玉をはじめとする女性運動に従事する人々は、この方向性の不明確な言説に大きな方向性を持ち込むことになるのである。90年代における慰安婦運動の隆盛、それはそれまで積み重ねられて来た慰安婦に対する猥たる言説の上に彼女等、女性運動の運動家達のイデオロギーが積み重ねられる事により作り上げられるのである。

注

- 1 この判決文の翻訳に当たっては、「アクティブ・ミュージアム 女たちの戦争と平和資料館」のもの采用了。http://www.wam-peace.org/wp/wp-content/uploads/2011/09/64e1569fbc532fd1df34f353e7e7f09.pdf (最終確認 2014 年 9 月 27 日)
- 2 『毎日新聞』2011 年 12 月 18 日。
- 3 『毎日新聞』2013 年 1 月 5 日。
- 4 例えば、朴槿恵は額賀の答礼として東京を訪問した韓日議員連盟会長黄祐呂に自らの特使としての資格を付与しなかった。『産経新聞』2013 年 1 月 8 日。
- 5 この経緯について詳しくは、拙稿「韓国はなぜ中国に急接近するのか」、『アジア時報』487、2013 年 6 月。
- 6 『朝日新聞』2014 年 8 月 5 日、6 日。また、「慰安婦問題を考える」http://www.asahi.com/topics/ianfumondaiwokangaeru/ (最終確認 2014 年 9 月 27 日)。
- 7 「クマラスワミ報告は『遺憾』=菅官房長官」、時事通信 2014 年 9 月 5 日、http://www.jiji.com/jc/zc?k=201409/2014090500363 (最終確認 2014 年 9 月 27 日)。
- 8 例えば、Alexis Dudden, *Troubled Apologies Among Japan, Korea, and the United States*, Columbia University Press, 2008。また、拙著『日韓歴史認識問題とは何か』ミネルヴァ書房、2014 年、他。
- 9 このような一連の著作としては、例えば、吉見義明、林博史編著『日本軍慰安婦：共同研究』大月書店、1995 年、秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999 年、永井和「陸軍慰安所の創設と慰安婦募集に関する一考察」『二十世紀研究』創刊号、2000 年、京都大学大学院文学研究科、等を挙げることが出来る。
- 10 朝鮮人慰安婦裁判については差し当たり、朝鮮人従軍慰安婦問題を考える会『補償を求める裁判闘争支援のために』朝鮮人従軍慰安婦問題資料集 3、1992 年、等。
- 11 日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究報告書』日韓歴史共同研究委員会、2010 年。また、拙稿「日韓歴史共同研究をどうするか」、『現代韓国朝鮮研究』10、2011 年 11 月。
- 12 この点については、拙著『日韓歴史認識問題とは何か』。
- 13 金富子、中野敏男編著『歴史と責任：「慰安婦」問題と一九九〇年代』青弓社、2008 年、정진성『일본군성노예제: 일본군위안부문제 의 실상과 그 해결을 위한 운동』서울대학교출판부、2004 年、等。
- 14 代表的なものとして、Alexis Dudden, *Troubled Apologies Among Japan, Korea, and the United State*, Jennifer M Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics*, Cornell University Press, 2008, Marie Soderberg ed., *Changing Power Relations in Northeast Asia: Implications for Relations between Japan and South Korea*, Routledge, 2011 等がある。
- 15 映画としてよく知られたものの中には、「사르빈강에 노을이 진다」(정창화監督、1965 年)等がある。
- 16 『中央日報』1971 年 1 月 21 日。なお、本稿においては特に断りがない限り、『中央日報』に関わる記事については、以下のデータベースに拠っている。중앙일보 PDF、http://pdf.joins.com/joongang/ (最終確認 2014 年 9 月 27 日)。
- 17 この点については、高崎宗治「『半島女子勤労挺身隊』について」、http://www.awf.or.jp/pdf/0062_p041_060.pdf (最終確認 2014 年 9 月 27 日) に詳しい。
- 18 例えば、『中央日報』1968 年 6 月 18 日、1970 年 6 月 30 日、等。
- 19 例えば、『中央日報』1972 年 5 月 16 日、1981 年 12 月 10 日。
- 20 稲葉正夫編『戦場回想篇』原書房、1970 年、302-303 ページ。また、「慰安婦とは：慰安所の設置」、『デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金』、http://www.awf.or.jp/1/facts-01.html (最終確認 2014 年 9 月 27 日)。
- 21 김정자『미군 위안부: 기지촌의 숨겨진 진실미리보기』한울아카데미、2013 年。
- 22 『中央日報』1973 年 4 月 25 日、5 月 15 日、10 月 5 日、10 月 10 日。
- 23 朴慶植『朝鮮人強制連行の記録』未来社、1965 年。
- 24 当時のサハリン残留韓国人問題に対する理解については、張在述『「獄門島」サハリンスクに泣く人々：「在樺太韓国人」置き忘れた無告の民は訴える』樺太抑留帰還韓国人会、1966 年。
- 25 『中央日報』1973 年 6 月 19 日。
- 26 『朝鮮日報』1971 年 8 月 11 日。
- 27 『朝鮮日報』1973 年 7 月 3 日。日本政府は当初、

- サハリン在留韓国人が日本国籍を喪失している事を理由に、ソ連が主張する彼らの「日本人としての帰国」には難色を示していた。1970年代に帰国を果たした韓国人は近い親族に日本国籍保有者がいるなど例外的事例にしか過ぎなかった。
- 28 『中央日報』1971年7月14日。
 29 例えば『中央日報』1973年12月10日。
 30 このイメージについては、주명영『사할린 : 朱命永大河小説 3』思社研、1989年に最も印象的に示されている。
 31 第一次歴史教科書紛争の展開過程については、拙稿「第一次歴史教科書紛争から『克日』運動へ：全斗煥政権期の対日観の変化についての一考察」、『国際協力論集』22-1、2014年7月、及び、Kan Kimura, 'Discovery of Disputes: Collective Memories on Textbooks and Japanese-South Korean Relations' *Journal of Korean Studies*, Volume 17, Number 1, Spring 2012、を参照の事。
 32 例えば、『中央日報』1982年7月24日、26日、29日、8月4日、6日、9月17日、等。
 33 『中央日報』1982年6月16日。
 34 『中央日報』1982年8月4日。
 35 『中央日報』1984年3月10日。
 36 更に早い例としては、1962年2月にベトナムで死亡した、キム・チュンヒ(김춘희)の事例も存在する。『中央日報』1984年3月13日。
 37 『中央日報』は、1984年3月17日から2週間に渡って盧寿福の「一代記」を連載した。また、テレビでは国営KBSが、テレビ画面を通じた兄弟との再開を報じている。雑誌等の注目も大きく、取り分け『영 레이디』、『女性中央』等の週刊誌は多くのページを裂いてこのニュースについて報じる事になっている。『中央日報』1984年3月13日、4月3日。
 38 『中央日報』1984年4月2日。
 39 『中央日報』1984年3月24日。
 40 『中央日報』1984年5月25日。
 41 この分析に当たっては、동북아역사재단편『한일 역사현안 관련 일본군 위안부 : 연구논저 목록』동북아역사재단, 2009年、を参考にした。
 42 以下については韓国の国立中央図書館(日本の国会図書館に相当)の所蔵データベースによっている。대한민국 중앙도서관, <http://www.nl.go.kr/nl/index.jsp> (最終確認2014年9月27日)。また、동북아역사재단편『한일 역사현안 관련 일본군 위안부 : 연구논저 목록』。
 43 千田夏光『從軍慰安婦 : 소리없는 女人, 八萬人의 告發』丁海洙訳、新現實社、1974年。
 44 吉田清治『挺身隊의 사냥꾼』金昭英訳、日月書閣、1980年。
 45 임종국『정신대 실록』일월서각, 1981年。なお、林鍾国はこの著作を自らの「編著」として出版しているが、これが金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』の翻訳である事は明らかである。
 46 韓百興『(實錄) 女子挺身隊 그 眞相』藝術文化社、1982年。
 47 허문순『허문순 장편 소설 : 분노의 벽』자유시대사, 1989年。
 48 허문열『민족의 비극 : 여자정신대』성도문화사, 1989年。
 49 주명영『사할린 : 朱命永大河小説 3』。
 50 三田英彬『日本人을 告發한다』成正出版社、1982年。
 51 同書序文、及び後書きより。
 52 『한계레신문』1990年1月4日、12日、19日、26日。
 53 当時の関係者によれば、実際には何人かの元慰安婦が太平洋戦争犠牲者遺族会をはじめとする団体に自らの過去を証し、既に日本政府を相手取った裁判の準備に入りつつあった。ハンギョレ新聞の連載に従う限り、尹貞玉はこのような人々の存在を知らなかった事になる。

The Comfort Women Discourse in South Korea before the Dispute

KIMURA Kan*

Abstract

Since the 1990s, the comfort women issue has remained one of the most contentious historical issues between Japan and South Korea. While scholars have analysed how this conflict developed, at the same time, they have not studied how this issue was discussed in the two countries before it emerged as an important diplomatic issue. As long as there are diplomatic issues between Japan and South Korea, it is important to analyse how such issues were uncovered and how the people's understanding of them developed.

On the basis of this idea, this paper analyses the discourse on the comfort women issue before the conflict evolved in South Korea. It focuses on the Korean discourse because it is the Korean side which raised this as a crucially important issue. The findings are as follows. The process of the rediscovery of the comfort women issue, which had not been given importance in South Korea before the 1960s, comprised two steps. The first step was in the early 1970s, when this issue was discussed in the context of the Sakhalin Koreans. In this case, most Sakhalin Koreans were understood to be people mobilized by the Japanese empire, and the women were regarded as those mobilized as comfort women. The second step was in the early 1980s, and it included two pivotal events: the first dispute on a Japanese history textbook in 1982 and the coming out of overseas Korean comfort women. In particular, the sudden appearance of the overseas Korean comfort women became big news in the first half of 1980s. In this process, the comfort women issue was rediscovered and was accorded importance in South Korea. Consequently, South Koreans began writing books and

* Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

articles telling the story of the comfort women in the 1980s. However, such materials remained simple patchworks of facts which the authors had retrieved from Japanese works of non-fiction, mainly written in the 1970s, because these were basically the only resources on which they could depend. These materials in South Korea also lacked a theoretical basis to sustain their narrative without naïve criticism of the Japanese past, as the South Korean people at the time regarded this issue as one of the typical stories of victims of Japanese imperialism.

However, the increasing attention on the comfort women issue during the 1980s started to attract the attention of different kinds of people, and this attention established the discourse of comfort women in South Korea. In particular, the women's movement played a crucial role in this process, providing the theoretical background to the issue and translating it as an issue of sexual abuse. Consequently, from the 1990s onwards, the South Korean discourse on the comfort women dispute developed.